

**日露青年交流事業若手研究者等フェローシップ  
2026年度《ロシア人研究者招聘》プログラム募集要項**

1. 目的: 日露両国間の相互理解の促進及び協力の発展に貢献しうる研究を行うロシア人研究者等の日本における研究を支援すること。
2. 募集人員: 若干名
3. 対象分野: 本フェローシップの目的に資する範囲で特に研究分野に制限は設けませんが、日本及び日露関係に関する研究を優先します。なお、実技研修を目的とするものや、研究分野が我が国のとる対露制裁との関係で問題となりうるものは慎重に判断します。
4. 招聘先: 日本
5. 期間: 3ヶ月以上1年以内  
(更新は不可。2026年6月～2026年12月に開始する者を対象とします。)
6. 支給内容:
  - (1) 日本国内交通費: 日本到着空港/港⇒研究地最寄りの空港/幹線鉄道駅(エコノミークラス)
  - (2) 滞在費: 250,000～300,000円／月  
※滞在費には、授業料、住居費等あらゆる経費を含みます。また、支給額は、授業料負担額等を考慮して日露青年交流センターが決定します。
  - (3) 研究費助成金: 受給期間中合計10万円を上限として支給(日本国内の研究会等参加費用・出張研究経費)
7. 応募資格:
  - (1) ロシア連邦国籍を有し、ロシア又は日本に居住地を有すること。
  - (2) 大学院生以上の研究者等。原則として、フェローシップ期間終了時の年齢が40歳以下であること。
  - (3) 応募時に日本側大学等受入れ機関から受入許可を得ていること(レター、メール交信など)。
  - (4) 日本の大学等において、その専門分野について学習又は研究を行うに十分な日本語又は英語の能力を有すること。
  - (5) フェローシップ期間終了後も、引き続きその専門分野において研究又は教育等の知的活動に従事する意思を有すること。
  - (6) フェローシップ期間中に他の奨学金等を受給しないこと。
  - (7) 心身ともに日本の大学等における研究活動に支障がないこと。
  - (8) 面接(Webまたは対面で実施)が受けられること。
  - (9) 過去に本フェローシップに採用された方は対象外となります。
8. 応募手続:
  - (1) 応募者は以下の書類をロシア国内の日本国在外公館へ提出すること(日本在住の場合は日露青年交流センターでも可)
    - ア) 申請書(研究計画を含む)
      - イ) ロシア側指導教官等の推薦書(日本語及び英語能力の評価を含む)
      - ウ) 日本側受入れ責任者(指導教官等)の推薦書(日本語及び英語能力の評価含む)
    - エ) 日本側受入れ機関の受入れ承諾書(メール交信などでも可。正式な受け入れ承諾書は、採用後に別途提出していただきます。)
    - オ) 論文(最近執筆した代表的な論文のコピー1部以上及び過去に発表した論文のリスト。日

本語または英語が望ましい。ロシア語論文は、日本語か英語でサマリーを付けること。)

力) 大学院生は在籍証明書、大学院修了者は修了証明書ないし学位証明書のコピー

キ) ロシア国内パスポートの写し

\* (イ)(ウ)の推薦書様式は同じものをお使いください。

応募締め切り: 2026年2月20日(金)正午

(在ロシア管轄公館必着 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/europe/russia.html>。ただし、日本在住の場合は日露青年交流センター必着)

(2) 最終結果通知: 2026年4月末

## 9. 選考:

- (1) 書類審査: 全応募者に対して書類審査を実施します。合否については在外公館又は日露青年交流センターから後日通知します。
- (2) 面接試験: 書類審査合格者に対し Web 面接を実施します。本邦居住者は、都内で対面面接または Web 面接を実施します。面接の日時は、書類審査結果とともに合格者に通知します。  
なお、面接に伴う交通費の支給はありません。
- (3) 選考結果の理由に関する問合せには応じません。

## 10. 招聘手続:(最終結果通知後)

- (1) 招聘対象者は次の書類を日露青年交流センター宛に提出して下さい。
  - ① 誓約書(最終結果通知と共に送付します)
  - ② その他必要書類(詳細は合格後通知)
- (2) 最終結果通知と共に送付する手引書に従い、査証取得等の訪日手続、日本の受入機関との連絡等(住居手配、研究計画打合せ等を含む)の準備を自ら行って下さい。

## 11. その他

- (1) 招聘対象者が、下記の事項に該当した場合には助成を打ち切ることがあります。
  - (ア) 応募資格に該当しなくなったとき
  - (イ) 申請書又は添付書類の記載事項に虚偽があつたとき
  - (ウ) 誓約書に違反する行為があると認められたとき
  - (エ) 招聘対象者たるにふさわしくない行為があつたとき
  - (オ) 成業の見込みがないと判断されたとき
  - (カ) その他上記以外の事由により学習・研究の遂行が困難になったと判断されたとき
- (2) 招聘対象者には、日本滞在中に月例報告を提出いただかほか、フェローシップ期間終了の日から3ヶ月以内に研究報告書を提出していただきます。
- (3) 日露青年交流センターは招聘対象者の氏名、所属、受入機関、研究テーマ、フェローシップ期間中の活動状況、フェローシップ後の活動状況、写真、本フェローシップの支援による論文等の公表を当センター・ホームページ等で行うことがあります。
- (4) 不可抗力によりフェローシップ開始の時期が遅れる可能性がありますが、フェローシップ開始が2027年以降となる場合、原則としてフェローシップは取消しとなります(不可抗力とは、日露青年交流センターまたは外務省(在外公館を含む)の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府(地方政府を含む)。以下この項において同じ)若しくは政府機関の行為(感染症に関する日本政府又はロシア政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む)、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含みますが、これらに限定されません。)。

«日本国内連絡先»

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目17-14

西新橋エクセルアネックス7階

日露青年交流センター 若手研究者等フェローシップ事業係

TEL:03-3509-6001/ FAX: 03-3509-6008

担当: 大久保 [okubo@jrex.or.jp](mailto:okubo@jrex.or.jp) 浅野:[asano@jrex.or.jp](mailto:asano@jrex.or.jp)